

令和2年6月26日

保護者各位

小金井市子ども家庭部  
児童青少年課長 鈴木 剛  
(公印省略)

学童保育所における令和2年7月以降の対応について

日頃より本市学童保育所の運営にご理解をいただきありがとうございます。

さて、本年7月以降の学童保育所の利用につきましては、市立小学校が全面再開している状況であることから、通常の入入れ体制で対応することといたします。

このため、7月以降については、全ての利用者家庭に対しての家庭保育の要請はいたしません。引き続き利用をお控えになる方は、「一時退所届」を提出することで、育成料等のお支払いを停止することができます。

ご検討の方は、下記内容に沿って対応くださいますようお願いいたします。

記

1 保育時間 【平常どおり】

放課後から午後6時まで (延長は午後7時まで)

※土曜日及び長期休暇中は午前8時から

2 一時退所届 《引続き利用をお控えになる方のみ》

7月以降に月単位で利用を控える場合、一時退所届を学童保育所に提出することで、育成料の徴収を停止いたします。用紙は、市ホームページ、各学童保育所で配布いたします。

※一時退所届を提出した期間中の利用再開は原則できません。

※一時退所の可能期間は、最長で令和3年3月までとします。

※一時退所する月の前日までに、学童保育所へ提出してください。

3 育成料等の取扱いについて

(1) 7月以降について

7月以降の育成料及び延長育成料については、月の初日に在籍している場合、利用日数に関わらず月額のお支払いとなります。

(2) 4月から6月まで

4月から6月までの育成料及び延長育成料は利用日数(登所した日)に応じて日割計算により減額します。

詳細は7月中旬発送予定の育成料納入通知書をご確認ください。

#### 4 感染対策の徹底

引続き感染対策を図るため、マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご協力をお願いします。

#### 5 保育内容

感染防止策を図りながらの保育であることから、保育内容等を変更する場合がございます。

#### 6 その他

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、予めご了承ください。

#### 7 問合せ先

##### ① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 0 4 2 - 3 8 7 - 9 8 4 7

##### ② 市立学童保育所各所

学 童 保 育 所	電 話 番 号
さくらなみ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 8 3
たけとんぼ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 5 4 8 8
あかね学童保育所 A	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 7 0
あかね学童保育所 B	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 7 2
さわらび学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 5 4 8 9
たまむし学童保育所	0 4 2 - 3 8 5 - 9 2 8 0
まえはら学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 7 9
ほんちょう学童保育所	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 6 0
みどり学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 7 8
みなみ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 6 7